

領 収 書

2019年09月23日

西崎翔 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
 下記の金額正に領収いたしました。
 何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 6,240円（税込）

納品期日 1営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC20910903	品名：19号街頭用 A4 / 両面4色 / コート90 / 1,000部 / 加工1：巻三つ折り 加工2：	1	6,240	6,240
合 計				6,240

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
 印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
 ※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

西崎つばさレポート

2019 年 9 月 25 日 発行

編集部：〒152-0002 目黒区目黒本町 6-15-3
TEL 090-1796-5099 FAX 03-4330-1880 MAIL office@n283.com



「めぐろ自転車ルール」に向けて

自転車は、環境負荷が低く、健康増進の観点からも利用されることの多い、非常に便利な交通手段ですが、近年は電動アシスト車やスポーツタイプ車が増加する一方、「ながらスマホ」や信号無視、傘差し運転やイヤホン走行といった違反も目立ち、場合によっては大事故に繋がりがねない、危険な側面があることを忘れてはなりません。

■ 自転車事故の全国的な動向

全国の自転車関連事故の件数は、2007 年以降、減少の一途を辿っており、ここ 10 年でほぼ半減しています。ところが、全交通事故に占める自転車の割合は 2017、18 年と増加して約 20% となっており、中でも対歩行者や自転車同士、そして単独事故が増加しています。

また、発生した事故の 60% 以上で何らかの交通違反があったとされており、この割合は 10 年でほぼ変わっていません。

国は、2013 年の道路交通法改正で、路側帯の逆走禁止や、悪質な違反者の講習受講義務などを定めましたが、まだまだ交通ルールを徹底させるには至っていないと見ることができます。

■ 東京都は保険義務化へ

折しも東京都は先日、「自転車安全利用条例」を改正し、利用者の損害賠償保険への加入を義務としました。罰則はないものの、これまでの努力義務を引き上げる意味は決して小さくありません。

背景には、小学生が起こした自転車事故で、母親に約 9500 万円の支払いを命じた神戸地裁の判決のように、高額な賠償金が課されるケースが出ている一方で、保険加入率は 53% 程度と伸び悩んでいる

現状があります。

たかが自転車、されど自転車。皆さまは保険に加入しているでしょうか。

■ 目黒区も条例制定へ

目黒区はこれまで「交通安全計画」や「自転車走行環境整備計画」によって、ソフト・ハード両面から施策を講じるとともに、2019 年 1 月からはシェア・サイクルを開始するなど、マナー啓発と活用のそれぞれを推進してきた経緯があります。

区内の自転車関連事故は、2018 年で 201 件となっており、23 区では珍しく減少傾向ですが、全事故に占める割合は全国の 2 倍近い状況です。私自身も多くの方から、車の運転中や歩行中などに「自転車にヒヤリとさせられた」というお声を頂いています。

区は、こうした社会的な動きや意識の高まりを受け、新たに条例を制定し、自転車の安全利用促進の仕組みづくりを行う方針を発表しました。まだ方向性の段階ですが、全ての利用者にヘルメット着用の努力義務を課すなど、早くも独自色が示されています。（詳しくは裏面参照）

実際の条例案は来年 2 月の議会に提出される予定ですが、基本的な考え方について、10 月 20 日まで意見募集が行われています。この機会に、皆さまもお考えをお寄せになってはいかがでしょうか。（もちろん、私にご意見を頂いた場合も、今後の議会活動で大いに参考にさせていただきます。）

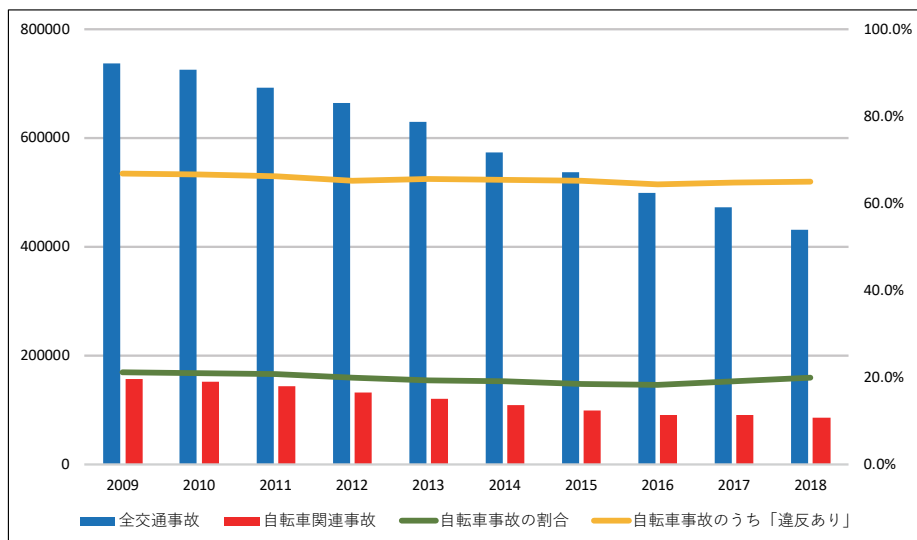
乗る人も乗らない人も、ほぼ誰もが無関係ではいられない自転車ルール。目黒区は、どんな方向を目指すべきでしょうか。

皆様のご意見をお寄せ下さい！ office@n283.com

西崎つばさ
プロフィール

35 歳、3 児の父。円融寺幼稚園、向原小、九中、都立青山高校、東京外語大英語科 卒業。目黒雅叙園に勤務後、手塚よしお秘書。その後、蓮舫秘書。目黒区議会議員 2 期。超党派グループ「東京若手議員の会」副代表。

現状 自転車関連事故の状況



警察庁交通局「平成30年中の交通事故の発生状況」を基に作成

この10年間で、全ての交通事故件数は73.7万件から43万件に減少し、自転車事故も15.6万件から8.6万件に減少していますが、自転車の割合は20%前後でほとんど変わっておらず、むしろ直近の2年間は増加しています。

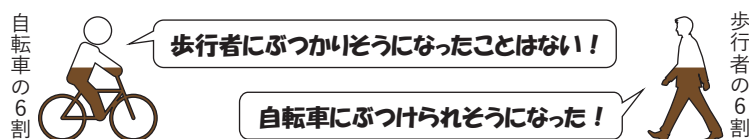
同様に、自転車事故において何らかの法令違反があった割合も、約65%とほぼ横ばいで、この2年間は増加しています。交通違反を減らすことが、自転車事故の減少に直結すると言えます。

改正 「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

損害賠償保険等への加入を義務化

- ・ 自転車の利用者
- ・ 自転車を使う未成年者の保護者
- ・ 業務で自転車を利用する事業者
- ・ 自転車レンタル事業者

都の改正条例が9月18日に成立し、2020年4月から保険加入が義務となります。事前調査では、保険への加入率が53%であることや、ヘルメットの着用率がわずか3%にとどまっていること、歩行者と自転車の安全意識に差があることなどが報告されていました。



政策 目黒区の取り組み

■ 自転車ナビマーク



自転車の走るべき部分や方向を明示するため、道路への整備を進めています。特に、自転車の**左側通行**は、安全のために非常に重要です。

■ シェア・サイクル



各所の「サイクルポート」で電動アシスト車を借りて利用し、任意のポートに返却できる事業を、民間事業者に委託して実施しています。

■ 目黒区自転車安全利用促進条例（仮称）の基本的な考え方

- ① 交通ルール・マナーの認知度向上
- ② 啓発・教育活動
- ③ 自転車保険加入の義務化
- ④ ヘルメット着用の推進（努力義務化）

目黒区が新たに制定の意向を示した条例の基本的な考え方が公表され、10月20日まで意見募集が行われています。右のQRコードからアクセスできますので、ぜひご意見をお寄せになってはいかがでしょうか。

